

第1回神河町学校教育審議会次第

日時：令和7年10月16日（木）19：00～

場所：神河町役場 3階第3会議室

- 1 開 会
- 2 神河町教育長挨拶
- 3 委員委嘱書の交付
- 4 出席委員及び事務局の自己紹介
- 5 正副会長の選出
 - ・会 長＝
 - ・副 会 長＝
- 6 審議会の成立について
- 7 諮問書交付
- 8 報告・協議事項
 - （1）神河町学校教育審議会設置要綱及び
神河町学校教育審議会傍聴規則並びに会議録の公開について
 - （2）審議会の位置づけと今後のスケジュール
 - （3）神河町の現状を踏まえた趣旨説明
 - （4）討 議
 - （5）第2回審議会日程について
 - ・日時：11月10日（月） 午後7時00分から
 - ・場所：大河内保健福祉センター 2階 福祉講習室
 - （6）第3回審議会日程について
 - ・日時：12月15日（月） 午後7時00分から
 - ・場所：大河内保健福祉センター 2階 福祉講習室

9 その他

10 閉 会

【配布資料】

第1回神河町学校教育審議会次第

学校教育審議会委員名簿

神河町学校教育審議会設置要綱

神河町学校教育審議会傍聴規則（案）

審議会の位置づけと今後のスケジュール

神河町の現状を踏まえた趣旨説明

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」 【資料①】

複式学級について 【資料②】

神河町校区詳細図 【資料③】

神河町立小中学校配置図 【資料④】

小学校区児童生徒の年齢分布 【資料⑤】

小学校児童数の推移 【資料⑥】

令和7年度神河町児童生徒数 【資料⑦】

令和7年度全国学力・学習状況調査報告書 【資料⑧】

諮問書【別添：当日配布】

神河町 学校教育審議会委員名簿

(委員)

	選出区分	所属等	氏名
1	有識者	兵庫教育大学大学院教授	川上 泰彦
2	〃	元但馬教育事務所長 元播磨西教育事務所副所長	大塚 一也
3	〃	関西福祉大学教授	山口 偉一
4	学校代表	神河中学校長	藤本 悟
5	〃	神崎小学校長兼神崎幼稚園長	岸原 史明
6	〃	寺前小学校長兼寺前幼稚園長	上月 里香
7	〃	長谷小学校長兼長谷幼稚園長	宇那木 仁香
8	教職員	教職員代表(寺前小学校)	難波 隆彦
9	保護者代表	神河中学校PTA会長	桐月 久和
10	〃	神崎小学校PTA会長	青石 美佳
11	〃	寺前小学校PTA副会長	浜野 建介
12	〃	長谷小学校PTA会長	山手 隼平
13	〃	神崎幼稚園PTA会長	藤原 嵩晃
14	〃	大河内連合幼稚園PTA会長	田中 聡
15	地域	神河町区長会長	小林 正一
16	〃	神河町区長会副会長	小林 重喜
17	〃	神河町区長会副会長	太田 雅己
18	〃	神河町区長 (寺前小学校区)	黒田 市朗
19	〃	主任児童委員	森本 浩子
20	〃	主任児童委員	木下 映子
21	〃	神河町立学校 校長経験者	立石 浩

(事務局)

所属・職	氏名
教育長	中野 憲二
教育課長	児島 浩司
教育課副課長	羽岡 幹雄
指導主事	岩城 真介
教育課課長補佐	藤原 美江
教育課係長	安平 りつ子
学校教育指導員	吉岡 正義

○神河町学校教育審議会設置要綱

平成 18 年 6 月 19 日
教育委員会要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、神河町の学校施設の整備等に関し、神河町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の行う諸施策に資するため、神河町学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、神河町教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 校舎施設の整備に関する事項
- (2) 学校統廃合等に関する事項
- (3) その他学校等に関する重要な事項

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、知識経験等を有する者 20 人程度で組織し、神河町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、委員の委任状の提出をもって出席とすることが出来る。

(職員)

第 7 条 審議会に書記若干名を置く。

- 2 書記は審議会の事務を掌る。
- 3 書記は、教育委員会事務局職員を任命する。

(資料の提出等の要求)

第 8 条 審議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報償)

第9条 委員の報償については、神河町が委嘱する各種委員会に対する報償及び費用弁償の取扱いに関する要綱(平成17年要綱第90号)に準じて、予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項等については、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、神河町教育長が招集する。

附 則(平成19年12月10日教育委員会要綱第4号)

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(令和7年7月25日教育委員会要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

○神河町学校教育審議会傍聴規則（案）

令和7年10月 日

（傍聴の許可）

第1条 神河町学校教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付票に住所及び氏名を自書し、神河町学校教育審議会会長（以下「会長」という。）の許可を受けなければならない。

（傍聴の禁止）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）酒気を帯びている者
- （2）凶器の類その他危険のおそれのあるものを携帯した者
- （3）異様な服装をしている者
- （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （6）前各号に掲げるもののほか、会長において傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の数の制限）

第3条 会長は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- （1）私語及び飲食をしないこと。
- （2）会議の言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （3）撮影、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （4）前各号のほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項のほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

（退場命令）

第5条 会長は、傍聴人がこの規則に違反し、会議秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

（その他）

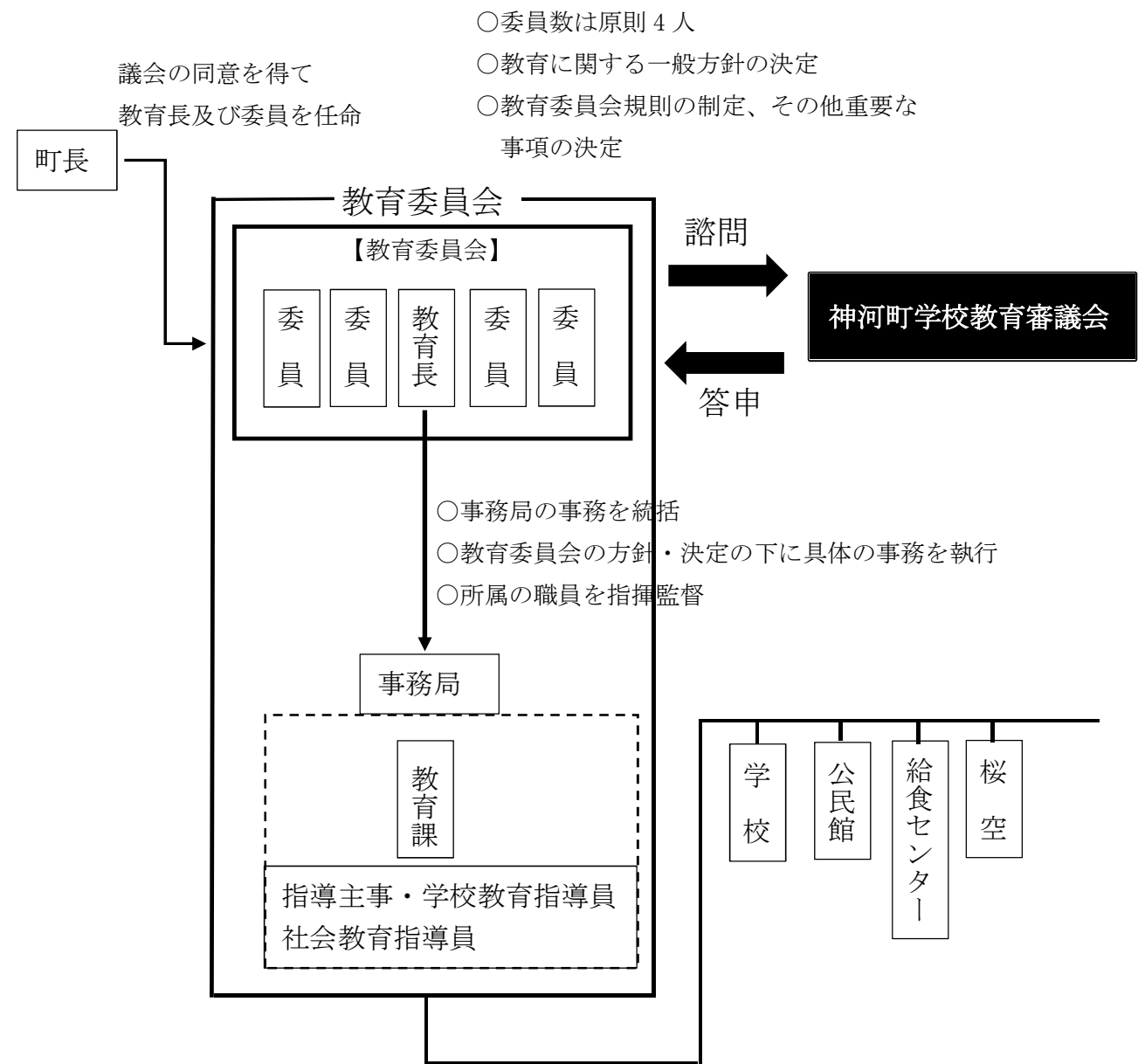
第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和7年10月 日から施行する。

【審議会の位置づけと今後のスケジュールについて】

【審議会の位置づけ】



【今後のスケジュール】

年	月	内 容
令和 7 年	10 月	第 1 回 委員委嘱、諮問書交付、今後のスケジュール (1) 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、 望ましい 1 学級当たりの人数について
	11 月	第 2 回 (1) 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、 望ましい 1 学級当たりの人数について (2) 神河町立小学校の校区の考え方
		定例教育委員会、町議会（常任委員会）への中間報告
	12 月	第 3 回 (3) 神河町立小学校及び中学校における 小中連携・接続の考え方
令和 8 年	1 月	第 4 回 答申素案の検討
	1 月～2 月 (1 か月間)	パブリックコメント
	2 月	定例教育委員会、町議会（常任委員会）への中間報告
	3 月	第 5 回 答申書の確定
		定例教育委員会、町議会への報告

【神河町の現状を踏まえた趣旨説明】

1. 学校数と児童生徒数の変化

昭和40年代、旧神崎町および旧大河内町には計11校（小学校9校、中学校2校）があった。平成17年の合併直前には、越知谷第二小学校と越知谷第一小学校が統合し、10校となった。

平成17年11月に神河町が誕生した後、同年に上小田小学校が寺前小学校へ統合し、平成22年度には神崎中学校と大河内中学校が統合し神河中学校を設立した。さらに、平成23年度には川上小学校が長谷小学校に統合、平成24年度には大山小学校と栗賀小学校が統合し神崎小学校を設立し、同年度中に南小田小学校が寺前小学校へ統合された。令和元年度には越知谷小学校が神崎小学校に統合し、現在では小学校3校、中学校1校の計4校となっている。

児童・生徒数の推移を見ると、昭和40年には小学校の児童数が1,839人、昭和41年には中学校の生徒数が1,044人であった。しかし、その後急激な減少が続き、令和7年度には小学校の児童数が425人、中学校の生徒数が217人と、昭和40年代から合計で2,241人減少している。この傾向は今後も続くと予想する。

2. 現状について

（1）学区内児童生徒数（学級数は特支学級は除く）

【小学校区】

	平成17年度（3校）		令和2年（3校）		令和7年度（3校）	
	児童数 （人）	学級数 （学級）	児童数 （人）	学級数 （学級）	児童数 （人）	学級数 （学級）
神崎小学校区	505	24	288	11	259	11
寺前小学校区	271	14	175	7	159	6
長谷小学校区	44	6	22	3	7	2
全 町	820	44	485	21	425	19

【中学校区】

	平成17年度（2校）		令和2年（1校）		令和7年度（1校）	
	生徒数 （人）	学級数 （学級）	生徒数 （人）	学級数 （学級）	生徒数 （人）	学級数 （学級）
神河中学校区	472	16	299	8	217	6

(2) 児童生徒数（カッコは特支学級数）令和7年4月時点

【小学校】

神崎小学校		寺前小学校		長谷小学校	
児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)
259	11(2)	159	6(3)	7	2(2)

【中学校】

神河中学校	
生徒数(人)	学級数(学級)
217	6(3)

(3) 通学等

学校名	通学方法	対象地域
神河中学校	バス	新田区・作畑区・大畑区・越知区・岩屋区・根宇野区・山田区・杉区・大山区・猪篠区・南小田区・上小田区・川上区・大川原区・本村区・赤田区・重行区・為信区・峠区・栗区・湊区在住のバス通学生
		通学方法を選択できる区域に在住でバス通学を認められた生徒
	自転車	福本区(通学方法を選択できる区域を除く。)・貝野区・しんこうタウン区・寺野区・加納区・東柏尾区・新野区・野村区・大河区・高朝田区・宮野区在住の自転車通学生徒
		柏尾区・比延区・鍛冶区在住で自転車通学を認められた生徒
		通学方法を選択できる区域に在住で自転車通学を認められた生徒
		越知区・福本区・猪篠区・栗区・湊区在住でバス停留所まで自転車通学を認められた生徒
	徒歩	上記のバス・自転車通学以外の生徒
神崎小学校 神崎幼稚園	バス	新田区・作畑区・大畑区・越知区・岩屋区・根宇野区・杉区・大山区・猪篠区在住の児童・園児
	徒歩	上記のバス通学以外の児童・園児
寺前小学校 寺前幼稚園	バス	南小田区・上小田区在住の児童・園児
	徒歩	上記のバス通学以外の児童・園児
長谷小学校 長谷幼稚園	バス	川上区在住の児童・園児
	徒歩	上記のバス通学以外の児童・園児徒
町内小学校	バス	バス通学が認められた区以外に在住の通学距離がおおむね4キロメートル以上で、バス通学を認められた児童・園児

神河町では、これまでの統合の経緯により上記の通学方法とし、バス定期補助及び自転車購入費補助を実施している。(神河町立学校通学費等の支給に関する条例平成23年12月28日条例第26号)

学校規模	過小規模校	小規模校	適正規模校
	複式学級を編成している	クラス替えができない単学級の学年が 1 つ以上ある	すべての学年で複数の学級がある
中学校	1 ～ 2	3 ～ 5	6 ～ 1 1
			神河中学校
小学校	1 ～ 5	6 ～ 1 1	1 2 ～ 1 8
	長谷小学校	寺前小学校 神崎小学校	

【参考】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（1958 年（昭和 33 年）6 月）
（適正な学校規模の条件）

第 4 条 法第 3 条第 1 項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4km 以内、中学校にあってはおおむね 6km 以内であること。

3. 小中連携・小中接続について

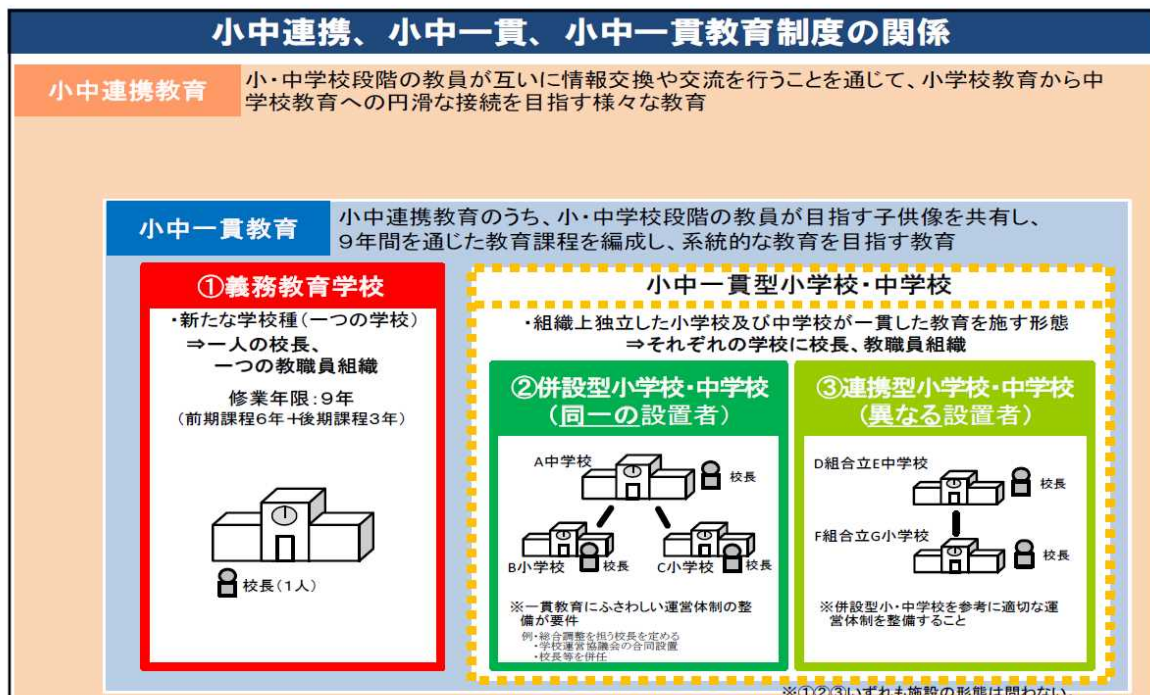
義務教育学校方式

小学校と中学校の義務教育9年間を一体的に行う単一の学校

小中一貫型小学校・中学校方式

既存の小学校と中学校が連携して、9年間の一貫教育を行う方式

- ・施設一体型：同一の校舎に小学校と中学校が入る形
- ・施設隣接型：校舎が隣接する敷地に別々に存在する
- ・施設分離型：校舎が離れた場所にあり、連携して教育を行う



「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(文部科学省 平成27年1月27日) 抜粋

【資料①】

○小中学校の学校規模（学級数）の標準

「小中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準」

※学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

「第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」

○学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の目安

（小学校の場合）

学級数	規模の特徴	検討の要否
1～5	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
7～8	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9～11	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

○学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○特に複式学級となる場合

直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
といった利点がある。

○教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

○学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい

- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

○ 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われている

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

○望ましい学級数の考え方

- ①こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となる。
- ②また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

<参考：学校選択制>

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

複式学級について

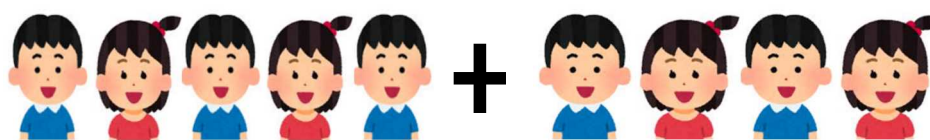
となりあう 2つの学年の 児童の合計人数	1年生を含むとき	8人以下
	2年生～6年生	14人以下

例) 1、2年生の場合



$$1 \text{ 年生 } 4 \text{ 人} + 2 \text{ 年生 } 4 \text{ 人} = \underline{8 \text{ 人}}$$

8人以下のため 複式学級になる



$$1 \text{ 年生 } 5 \text{ 人} + 2 \text{ 年生 } 4 \text{ 人} = \underline{9 \text{ 人}}$$

9人以上のため 複式学級にならない

例) 3、4年生の場合



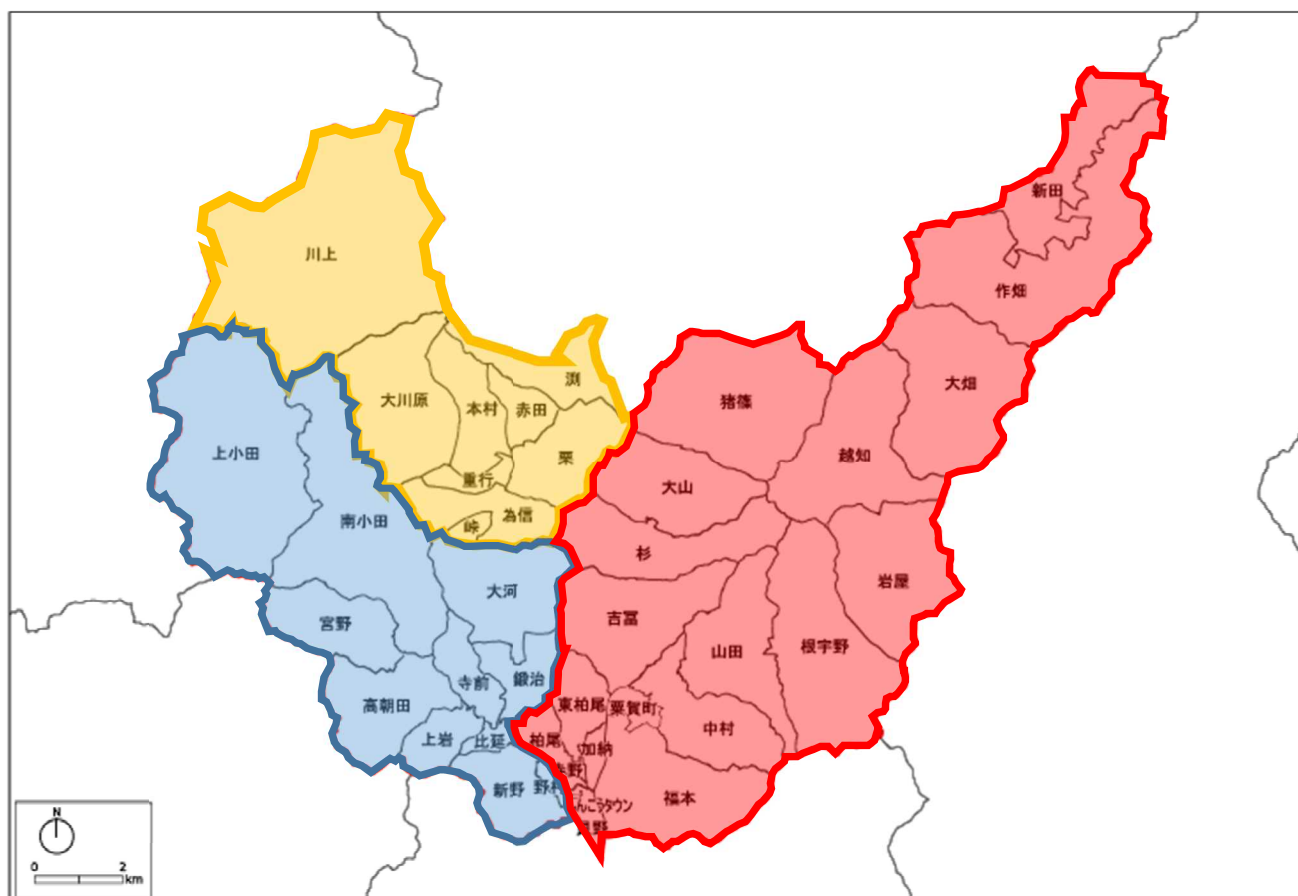
$$3 \text{ 年生 } 6 \text{ 人} + 4 \text{ 年生 } 8 \text{ 人} = \underline{14 \text{ 人}}$$

14人以下のため 複式学級になる

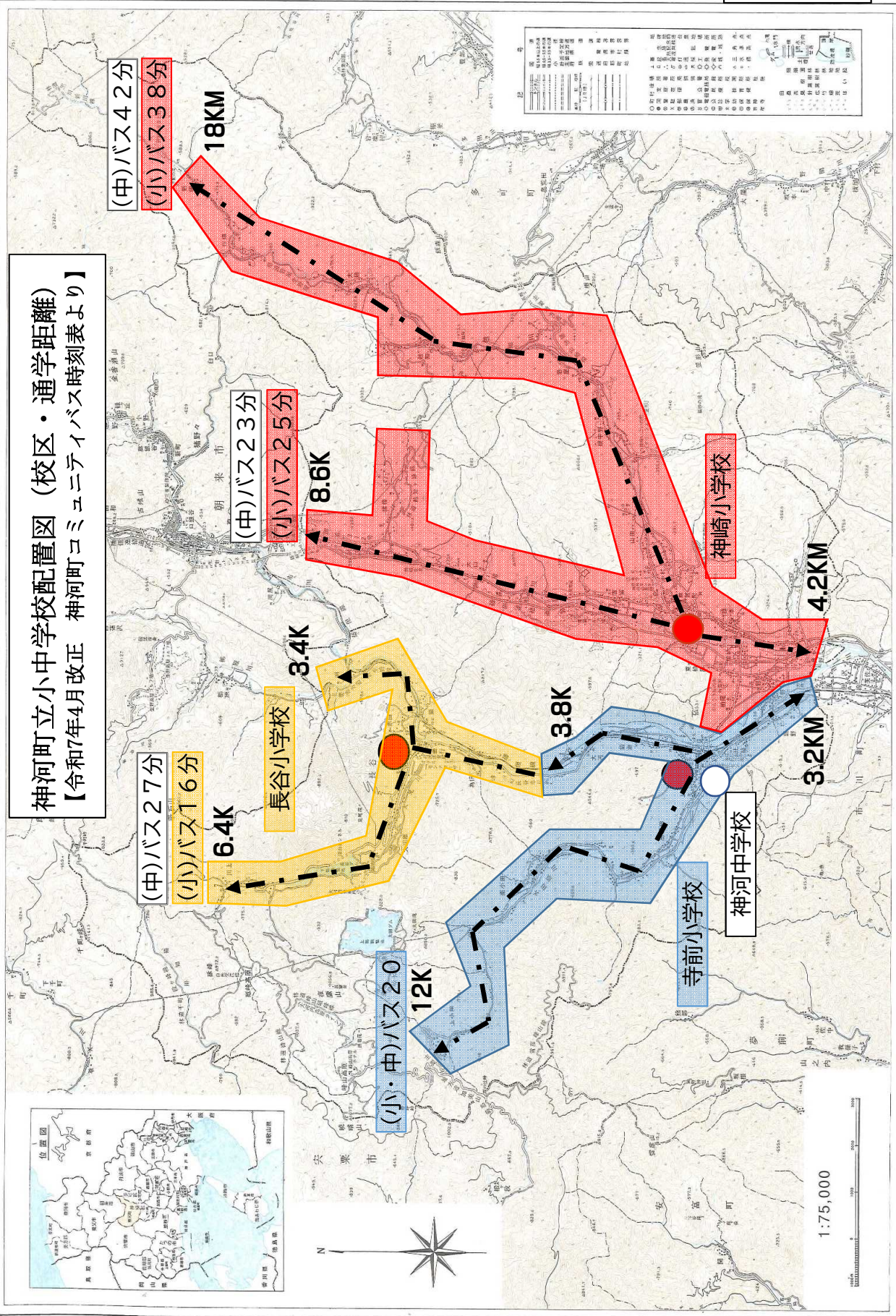


$$3 \text{ 年生 } 8 \text{ 人} + 4 \text{ 年生 } 7 \text{ 人} = \underline{15 \text{ 人}}$$

15人以上のため 複式学級にならない



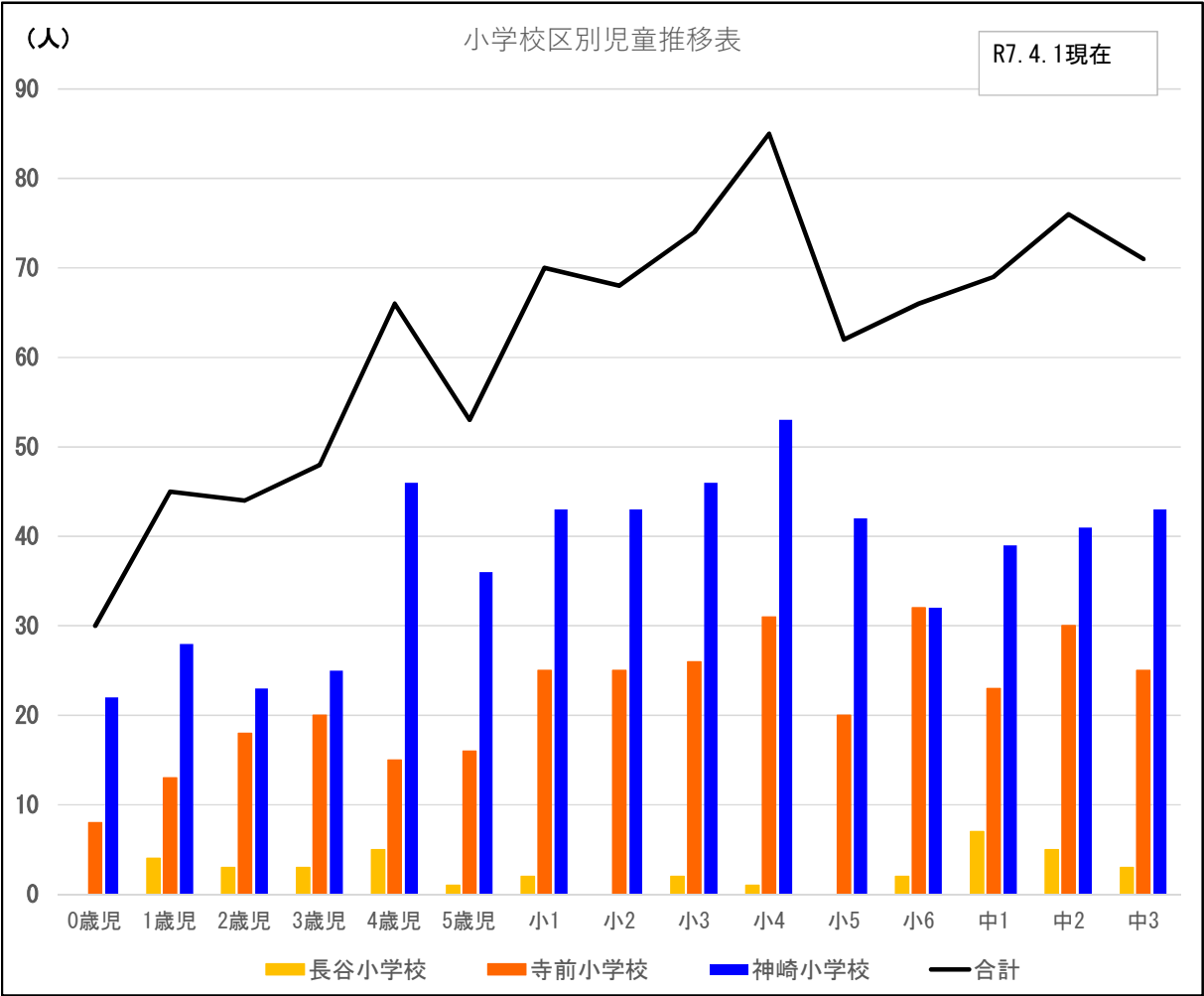
神河町立小中学校配置図（校区・通学距離）
【令和7年4月改正 神河町コミュニティバス時刻表より】



この図は、国土院の地図をもとに、町役場の作成したものである。（※距離は概算です）

令和7年4月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	就学前計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校区計	中1	中2	中3	小学校区別 中学校計
神崎小学校区	22	28	23	25	46	36	180	43	43	46	53	42	32	259	40	41	43	124
寺前小学校区	8	13	18	20	15	16	90	25	25	26	31	20	32	159	23	30	25	78
長谷小学校区	0	4	3	3	5	1	16	2	0	2	1	0	2	7	7	5	3	15
合計	30	45	44	48	66	53	286	70	68	74	85	62	66	425	70	76	71	217



【小学校】

	統合年度	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	令和2年	令和5年	令和6年	令和7年
越知谷第一小学校	平成16年度末	265	233	166	91	83	—	—	—	—	—
越知谷第二小学校	平成16年度末	95	75	68	29	25	—	—	—	—	—
越知谷小学校	令和元年度末						71	—	—	—	—
大山小学校	平成24年度末	352	250	141	128	142	82	—	—	—	—
栗賀小学校	平成24年度末	734	519	448	543	412	352	—	—	—	—
神崎小学校								288	258	254	259
上小田小学校	平成17年度末	84	68	35	25	18	10	—	—	—	—
南小田小学校	平成24年度末	126 (S31数値)	82	65	36	34	29	—	—	—	—
寺前小学校		479	398	349	326	238	232	175	158	150	159
川上小学校	平成23年度末	70	71	29	22	42	8	—	—	—	—
長谷小学校		202	143	84	87	72	36	22	15	10	7
合 計		2,407	1,839	1,385	1,287	1,066	820	485	431	414	425

【中学校】

	統合年度		昭和41年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	令和2年	令和5年	令和6年	令和7年
神崎中学校	平成22年度		605	436	355	321	306	—	—	—	—
大河内中学校	平成22年度		439	271	248	235	166	—	—	—	—
神河中学校								299	267	258	217
合 計			1,044	707	603	556	472	299	267	258	217

令和7年度 神河町児童生徒数

【資料⑦】

令和7年9月1日現在

小 学 校									
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合 計
神崎小学校	男	16	22	24	32	20	15	8	129
	女	27	21	22	21	22	17	6	130
	計	43	43	46	53	42	32	14	259
	学級数	②	②	②	②	②	①	②	13
寺前小学校	男	9	15	11	14	14	23	12	86
	女	16	10	15	17	6	9	2	73
	計	25	25	26	31	20	32	14	159
	学級数	①	①	①	①	①	①	③	9
長谷小学校	男	2		1	1		1	3	5
	女			1			1		2
	計	2		2	1		2	3	7
	学級数	①			①			②	4
児童・園児数合計		70	68	74	85	62	66	31	425

中 学 校											
		1年	2年	3年	特支			合 計	児童生徒数の比較		
神河中学校	男	33	39	41	9			113		R6	R7
	女	37	37	30	5			104			
	計	70	76	71	14			217	児童数	419	425
	学級数	②	②	②	③			9	生徒数	258	217
小・中合計								642	合 計	677	642

報告書

児童生徒一人ひとりの学力・学習状況に応じた学習指導の改善・充実に向けて

神河町教育委員会

本調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としている。なお、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面である。

◆ 調査内容

ア 教科に関する調査(小学校:国語、算数、理科 中学校:国語、数学、理科)

イ 生活習慣や学習環境等に関する質問調査

◆ 神河町の状況

教科に関する調査の状況

学 年	教 科	神 河 町
小学校 6 年生	国 語	ほぼ同程度
	算 数	やや下回っている
	理 科	ほぼ同程度
中学校 3 年生	国 語	ほぼ同程度
	数 学	ほぼ同程度

◆ 結果の分析

【学力調査について】

※全国の調査結果と比べて差が大きかったり、無回答率が高かったりした学習内容

(1) 小学校 国語

- ・ 目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
- ・ 目的に応じて、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけること

(2) 小学校 算数

- ・ 分数の加法について、共通する単位分数を見だし、加法と被加数が、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述できること

(3) 小学校 理科

- ・ 赤玉土の粒の大きさによる水のしみこみ方の違いについて、結果を基に結論を導いた理由を表現すること
- ・ レタスの種子の発芽条件について、差異点や共通点を基に、新たな問題を見だし、表現すること

(3) 中学校 国語

- ・文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることができること
- ・読み手の立場にたって、語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、文章を整えることができること

(4) 中学校 数学

- ・式の意味を読み取り、成り立つ事柄を見だし、数学的な表現を持いて説明することができること
- ・目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができること

(5) 中学校 理科

中学校理科は、今回初めてオンラインで出題・解答する方式(CBT)が実施され、今回の結果は次回以降の結果の基準となる。学習指導要領に基づき、日常生活上の問題を見だし、適切な問いを設定して課題を解決することに主眼を置いた探究的な問題が多かった。

【生活習慣等について】

・主体的な学び

授業では、児童生徒が課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで取り組むことができていると肯定的に回答した児童生徒の割合は約7割であり、全国より少し低い傾向にある。

・対話的な学び 深い学び

学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができていると肯定的に回答した小6の割合は約8割で全国と同傾向であり、中3では9割を超え全国より高い傾向にある。

・学校生活について

学校に行くのは楽しいと肯定的に回答した小6は約7割で全国(約9割)を下回っているが、中3は9割を超え全国を上回っている。

・ICT機器を活用した学習状況

ICT機器を活用する自信がある児童生徒については、文書を作成する、情報を収集する・整理する、プレゼンテーションを作成するという項目について、小6の割合が低く中3の割合が高い傾向にある。また、文章を作成する、情報を収集する、プレゼンテーション作成するについては、約7割から約9割近い児童生徒が自信があると答えているが、情報を整理することに課題がみられる。

◆ 今後の対応

課題の見られた設問について詳細に分析を行い、課題の解消および「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。そして、無回答率を下げるために、書く問題では最後まで解答を書こうと努力する力を付けたり、「かみかわトレーニング」の工夫や改善を行い記述式の問題で「書く」ことへの抵抗感を減らしたりする。また、家庭学習への取組を強化するためにも量や質の充実に努めるとともに、スマホなどの使い方も見直していく。

児童生徒の自己有用感を高めるため、冬の自然体験や兵庫型「体験教育」の充実や兵庫版「キャリア・パスポート」等を活用したキャリア教育の更なる充実に図り、「カーミン読書」や「ふるさと学習」などを引き続き推進して豊かな心の教育を充実させていく。